

令和2年第4回理事会議事録

- 1、日時 2020年9月14日（月）13時30分～15時30分
- 2、会場 植野地区公民館1階第1会議室
- 3、出席理事 塚田芳夫、谷津正昭、赤坂達夫、島田和雄、高田久治、青山昭夫、竹村久雄、金子澄夫 以上 8名
出席監事 平岩秀男 以上 1名
欠席理事 加藤忠雄、橋本幸造以上2名
オブザーバー 関根操子、高橋悦子、恩田幸子（事務局）

4、報告事項

- (1)加藤理事長のケガにより活動休止に伴う、職務代理者塚田理事の延長について
加藤理事長が7月14日（火）早朝自宅にて転倒し左上腕部を骨折して、全治しないため、7月15日から理事長の職務について休止の申し出を受け塚田芳夫理事を理事長職務代理者として選任してきたが、10月31日まで期間を延長することで、出席者理事及び監事全員の了承により、延長を了承したとすることを報告する。
- (2)ボランティアの追加登録と、担当理事の割当について
4月以降のボランティア登録者7名について理事の担当を決めた。今後新たなボランティアが15名程度に達した頃に、ボランティア講習会を開催することを決めた。
- (3)議事録署名人の選任について
第4回理事会の議事録署名人について赤坂理事及び谷津理事を選任し、全会一致で承認される。

5、議事案件

議案第1号 理事長職務代理の期間の延長について

（理由）定款の規定では理事長が事故や病気等の理由で理事長の職務を行うことが困難な時は職務代理者を選任して、理事長の職務を代行しなければならない。理事会の招集及び議長等の職務を行う。

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事の中から職務代理者を選任し、その職務を代行する。4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

理事長の職務を代理するものの選任と期間

理事長職務代理者の選任について、出席役員全員から推薦をされた塚田理事について、引き続き、理事会において全会一致で承認された、

理事長職務代理者 塚田芳夫理事 職務代理の期間 10月31日まで

議案第2号 NPO法人植野たすけあい野厚生年金保険・健康保険制度の加入手続きに伴い、役員報酬の廃止について

このことについて、日本年金機構栃木年金事務所から調査依頼を受けて、代表役員等について報酬が支給されている場合は厚生年金保険・健康保険の被保険者に該当するため、被保険者としての手続きが必要であるとの指示がありました。しかし当事務所の代表役員等は年金等の支払い年齢を越えていることやその他の理事はボランティアの実費弁償で支払っており、代表理事及び監事についても報酬を廃止して、実費弁償で支給することで、出席役員全員の了承を得た。

議案第3号 令和2年度地域福祉活動拠点整備事業の補助申請について

このことについて、市社協から地域の福祉活動を行う団体の活動拠点となる施設整備、備品等を支援する補助金について、NPO法人植野たすけあいとして、次の備品の整備（電動草刈り機、除草作業用噴霧器、電動のこぎり、草刈鎌、工具セット、格納ロッカー）を要望すること決めた。

議案第 4 号 歳末たすけあい募金を基金とする市社協の地域支えあい活動助成金の申請について

このことについて、市社協が窓口の佐野市内で地域福祉活動の推進を図る事業について 1 事業団体で 2 事業まで 1 口 10 万円について助成するもので、10 月 30 日までに申請手続きを行うもので、NPO 法人植野たすけあいでは、ボランティア募集チラシの作成や、ボランティア交渉会の開催、NPO 法人植野たすけあい会報の作成費用について、補助申請をすることを決めた。

令和 2 年 9 月 14 日 (月)

特定非営利活動法人 植野たすけあい

理事長職務代理者	議長	塚田	芳夫
議事録署名人	理事	谷津	正昭
議事録署名人	理事	赤坂	達夫